

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	秩父市大滝字落合九八五番一地先 から同市大滝字落合九八六番一地	区 間
九・六七〇 九・八六	九・六七〇 一三・六四	敷地の幅員 (メートル)
	五六・八八	延 長 (メートル)
	道路の撤去である。	備 考